

令和二年四月十七日受領
答弁第一六一号

内閣衆質二〇一第一六一号

令和二年四月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員丸山穂高君提出世界遺産に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員丸山穂高君提出世界遺産に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「世界遺産観光に対する新型コロナウイルス対策」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、我が国に存在する世界文化遺産を含む文化施設の管理等に際しての新型コロナウイルス感染症対策については、文化庁において「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（依頼）」（令和二年二月三日付け文化庁政策課長事務連絡）等を発出し、地方公共団体や文化関係団体の長等に対し、文化施設の管理等に際しては、内閣官房のホームページ等から最新の情報を確認した上で、安全確保に細心の注意を払うよう依頼しているところである。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大等に起因した観光客の減少等の影響を踏まえ、観光関連事業者の事業継続のための様々な支援を行っているほか、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和二年四月七日閣議決定）において、文化芸術・スポーツ施設における感染症防止策の実施への支援等を行うこととしたところである。

二について

政府としては、我が国に存在する文化遺産又は自然遺産の一部を構成する物件の世界遺産一覧表への記載の推薦に当たり、国際連合教育科学文化機関（以下「UNESCO」という。）への推薦書提出後、UNESCOの顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産の保護のための政府間委員会（以下「世界遺産委員会」という。）の諮問機関である記念物及び遺跡に関する国際会議（以下「ICOMOS」という。）等が派遣する専門家による現地調査での説明の機会や審査の過程における追加情報の提出等の機会を活用し、これらの物件の価値等について諮問機関の理解が得られるよう説明に努めている。

三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」については、ICOMOSが、平成二十七年五月にこれを世界遺産一覧表に記載することが適当であると勧告したことを受け、同年七月に開催された第三十九回世界遺産委員会においてその世界遺産一覧表への記載が決定されたところである。

我が国としては、世界遺産一覧表への記載については、ICOMOSの勧告が尊重され、専門的見地から審議が行われるべきとの立場に基づいて、世界遺産委員会の構成国に対して十分説明を行い、その立場

について理解が得られたものと認識している。

四について

御指摘の「世界の記憶」事業については、現在、UNESCOにおいて同事業の非政治化に向けた制度改善のための議論が行われているところ、政府としては、これまでもUNESCOにおいて同事業の非政治化の重要性について主張してきたところであり、引き続き同事業の制度改善に向けた取組に積極的に参画し、貢献していく考えである。

五について

小学校学習指導要領（平成二十九年文部科学省告示第六十三号）では、第六学年の社会において我が国の歴史上の主な事象について指導する際、「世界文化遺産に登録されているものなどを取り上げ、我が国の代表的な文化遺産を通して学習できるように配慮する」こととするとともに、文化庁の地域文化財総合活用推進事業において、我が国に所在する世界文化遺産についての普及啓発及びその価値や魅力の発信等を担う人材の育成等の事業を支援しているところである。政府としては、文部科学省において、これらの取組を通じて、世界遺産に関する学習が推進されるよう引き続き努めていく考えである。